

トピックス 02 女性に対する暴力をなくす運動

暴力は犯罪です

関 人権・男女共同参画課 (☎825・2168)

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」が全国で実施されます。ドメスティック・バイオレンス(DV)、性犯罪、売買春・人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などは、人権を侵害するものであり、決して許されるものではありません。



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

セクハラと決めるのは相手です

セクシュアル・ハラスメントとは、「性的いやがらせ」の意味で、相手の心を傷つけたり、不快に感じさせたり、相手に不利益を与えたりするような性的な言動を指します。

殴る蹴るだけがDVではありません

身体的暴力だけでなく、次の行為もDVです。

- 無視するなどの精神的暴力
- 性的行為の強要などの性的暴力
- 生活費を入れないなどの経済的暴力
- 友人との接触を制限するなどの社会的暴力

展示「DVに気づいたら、逃げる～暴力から逃れた後受けられる支援～」

- 日程 11月1日～12月20日
- 参加費 無料
- 場所 ふらっとねやがわ
- 関 ふらっとねやがわ (☎800・5789)

ふらっと市民セミナー

- 恋人やパートナーからの暴力に悩んでいますか～DVに気づいたらできること～
- 参加費 無料
 - 一時保育を行います<6か月～就学前の子ども2人(申込順)、無料、11月16日(火)までに予約>。
 - 日時 11月20日(土) 午後2時～4時
 - 申込・関 電話又はFAXでふらっとねやがわ (☎800・5789、FAX 800・5489)
 - 場所 ふらっとねやがわ
 - 内容 DVの構造的な問題や特徴を知り、今できることを考える
 - 定員 20人(申込順)

市の相談窓口

女性の相談員による心の悩み相談 (カウンセリング) 面接相談、要予約	月曜日 午前9時30分～午後0時40分 水曜日 午後1時30分～4時40分 第3木曜日 午後1時30分～4時40分 ■予約専用電話番号 ☎800・5789
女性の相談員による心の悩み相談 (カウンセリング) 電話相談	金曜日 午後1時～5時(電話受付は午後4時30分まで) ■専用電話番号 ☎800・5584
男性の相談員による悩み相談 (カウンセリング) 電話相談	第2水曜日 午後7時～9時(電話受付は午後8時30分まで) ■専用電話番号 ☎800・5584
女性の弁護士による女性のための法律相談(面接相談、要予約)	第3火曜日 午後1時30分～4時30分、定員4人 ■予約専用電話番号 ☎800・5790 ※相談日前日の月曜日午前10時から

トピックス 01 みんなで守ろう子どもの笑顔

11月は児童虐待防止推進月間

関 こどもを守る課 (☎838・0466)

児童虐待は子どもたちの健全な育成を妨げる人権侵害です。児童虐待に関わる痛ましい事件は後を絶たず、深刻な社会問題になっています。子どもの笑顔を守るため、児童虐待について改めて考えてみませんか。

虐待は社会全体の問題

虐待は特別な家庭の問題ではありません。いろいろな問題で不安やストレスを抱えているところに「子どもが言うことを聞かない」「相談する人がいない」などが重なればどの家庭でも起こりうるのです。

子育て中の人へ

「しつけ」それとも「虐待」?

殴る・蹴るなどの暴力だけでなく、子どもの目の前で激しいけんかをする、衣食住の世話をしないなども虐待です。

保護者が「しつけ」のつもりで、「これくらい大丈夫」と思っている、子どもに危険があったり、子ども自身が苦痛に感じたりすれば、それは「虐待」です。

地域の人へ

「あの子、虐待されているかも?」と思ったら

衣服が汚れている、保護者といるときにおどおどしているなどといった様子は、虐待のサインの一つです。このような様子の子がいたら、迷わずに連絡してください。あなたの「気付き」が子どもを救います。



一人で悩まず、相談してください

赤ちゃんの泣き声にイライラするなど、「もうムリ」と心が叫んだら、一度子どもから離れて、気分転換をしてください。気持ちが落ち着かないときはすぐに相談してください。



児童虐待の相談窓口・連絡先

児童相談所 虐待対応ダイヤル	☎189 (いちはやく)
府中央子ども 家庭センター	☎828・0161 月～金曜日の午前9時～午後5時45分 (祝日・年末年始を除く)
	☎295・8737 月～金曜日の午後5時45分～翌日午前9時 及び土・日曜日、祝日、年末年始
市こどもを守る課 こども相談	☎838・0466 月～金曜日の午前9時～午後5時30分 (祝日・年末年始を除く)
子どもの虐待ホットライン NPO法人 「児童虐待防止協会」	☎06・6646・0088 月～金曜日の午前11時～午後4時 (祝日・年末年始を除く)
子どもの人権 110番 大阪法務局人権擁護部内	☎0120・007・110 月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分 (祝日・年末年始を除く)

妊産婦へ

「思いがけない妊娠」「産みたいけどお金がない」「誰にも相談できない」そんなときは一人で抱え込まず、必ず相談してください。



妊産婦の相談窓口・連絡先

市子育て支援課	☎812・2213
にんしん SOS (府)	☎0725・51・7778
妊娠・出産・子育て電話相談 (府助産師会)	☎06・6775・8894

トピックス
03

“本当に” あなたは健康？

特定健診を受けましょう

☎ 健康づくり推進課 (☎812・2374)

①

特定健診の案内が来たけど、忙しいしパスしよう…



②

だめです！
理由をつけて特定健診を受診しない人がいますが、このままでは大変なことになるかも！



保健師

ほんまでっか!?

健診を受けていない人は

人工透析リスクが**2.72倍!?**

大阪大学と
共同研究

75歳以上の高齢男性について、健康診断未受診でかつ医療機関での腎臓の検査（尿検査や血清クレアチニン検査）を受けていない人は、健診受診者に比べて、末期腎不全となり、人工透析に至るリスクが2.72倍上昇していることが明らかになりました。健診を受診していない人の人工透析に至るリスクが高いと考えられます。

③



生活習慣病の初期はほとんど自覚症状がありません



健診を受けないと、生活習慣病に気付けない…

④

早めに受診を！

「忙しくて行く時間がない」「自分は健康だから大丈夫」と思っていたら、知らないうちに生活習慣病が重症化していることが多いです。毎年特定健診を受けて、「気付けば重症化していた！」となる前に、「本当に健康であるか」を確認しましょう。

だから！健診で“本当に健康か”をチェックすることが大切！



年に1回、自分の健康に時間を使おう！



特定健診を受けるには

市の国民健康保険に加入している40歳～74歳の人は市ホームページ（右のQRコード）を見てください。そのほかの人は、各保険者に問い合わせてください。



ページID
15893

